宮城県中小企業団体中央会

適正な下請取引を推進し、下請事業者の利益保護を図る目的で、講習会を開催します。

下請取引講習会

∼適正な取引で、円滑な事業運営を∼

企業の法令順守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です!! <下請法とは?>

「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」は、**下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律**です。製造業やサービス業など、幅広い分野において適用対象となり、親事業者の禁止行為なども具体的に定められています。

<下請法に違反すると…?>

行政処分を受けるだけではなく、企業名・違反事実の概要などが公表され、企業 イメージを損ない、社会的評価の低下を招く可能性があります。また、買手側の消費 税転嫁拒否行為は、転嫁対策調 査官による監視・取締りが行われています。

<消費税転嫁対策特別措置法とは?>

中小企業・小規模事業者が取引先に商品などを納入する際に、大規模小売事業者等が、減額や買いたたき、報復行為により消費税の転嫁(消費税分を上乗せすること)を拒否すること等を禁止する法律です。

開催日時:平成30年10月11日(木)

講座①下請代金法【基礎コーr ス】 13:30 \sim 15:00 講座②消費税転嫁対策特別措置法 15:10 \sim 16:40

会 場:TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口

カンファレンスルーム 8J

仙台市青葉区花京院 1-2-15 ソララプラザ 8F ※裏面地図参照

講師:弁護士遠藤啓之氏(東京弁護士会所属)

参加料:無料

定 員:30名

申込方法:裏面の参加申込書に必要事項をご記入いただき、FAXにてお申し込み

ください。

申込締切:平成30年10月9日(火)

※定員になり次第締め切らせていただきます。

お問合せ:宮城県中小企業団体中央会 運営支援第一課 佐野・穴山

TEL: 022-222-5560 FAX: 022-222-5557

下請取引講習会 参加申込書

宮城県中小企業団体中央会 行

	< FAX	022-222-5557>
--	-------	---------------

平成 30 年 月 日

所属団体名(組合名等)	
事業者名(組合員名等)	

申込み担当者所属______担当者名

ご連絡先電話番号

参加者名	部署•役職

- ※ご記入いただいた情報は適切に管理し、本セミナー運営のみに利用いたします。
- ■TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口 カンファレンスルーム 8J (仙台市青葉区花京院 1-2-15 ソララプラザ 8F) TEL: 022-200-2618
- ■アクセス: JR仙台駅・市営地下鉄仙台駅 徒歩3分

